

令和2年第10回吉川市農業委員会定例総会（会議録）HP用

開催年月日	令和2年10月26日（月）
開催場所	吉川市役所202・203会議室
開議時刻	午後1時30分
閉議時刻	午後3時20分

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	多々良 俊明	出席	13	名倉 定一	出席
2	浅見 明一	出席	14	山田 繁夫	出席
3	宇野 直樹	出席	15	齊藤 忠男	出席
4	岡田 早苗	出席	16	坂巻 功	出席
5	吉澤 宏	出席	17	山崎 浩幸	出席
6	馬巻 俊一	出席	18	立原 司朗	出席
7	田辺 義雅	出席	①	染谷 信行	出席
8	山口 幸一	出席	②	山口 新市	出席
9	萩原 豊子	出席	③	林 成夫	出席
10	戸張 力	出席	④	笹本 秀夫	出席
11	阿佐美 慶和	出席	⑤	戸張 茂	出席
12	辻田 満	出席	⑥	中村 敏一	出席

議事日程

第1	開会
第2	会長あいさつ及び議長就任
第3	会議録署名委員等の指名等について
第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1～2番）
第5	報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について（1番）
	報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について（1～5番）
	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1～4番）
	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について（1番）
	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について（1～9番）

第6	その他 ・諸般の報告 ・令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について ・その他
第7	閉会
事務局 出席者	農業委員会 小林事務局長、柴山係長、中村主任

1 開会 小林事務局長	<p>ただ今より、「令和2年第10回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。委員の皆様、よろしく申し上げます。</p> <p>まず配付資料の確認をいたします。定例総会次第、議案書、諸般の報告、「令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書案」、「令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会の資料、研修会のDVD-Rと研修会のアンケート」、「女性農業委員の取組事例報告書」となっております。不足がありましたら合図をお願いいたします。</p> <p>それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長あいさつ 立原会長	<p>【あいさつ】</p>
小林事務局長	<p>立原会長ありがとうございました。</p> <p>委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、早速ですが、立原会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。進行にご協力をお願いいたします。</p>
3 会議録署名 委員の指名について 議長	<p>次第3の「会議録署名委員の指名について」でございますが、私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧ください。4番 岡田早苗委員、6番 馬巻俊一委員をお願いいたします。</p>

<p>次回内容調査会 の日程について</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」で ございます。日程については、11月20日(金)午後1時から、 場所については、市役所2階の204会議室で行いま す。</p>
<p>次回内容調査会 委員の指名につ いて</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、3の「次回の内容調査会委員の指名について」で ございます。今回は、旭地区から齊藤忠男委員、三輪野江地区 から浅見明一委員、吉川地区から辻田満委員をお願いいたし ます。 お三方のご都合はよろしいでしょうか。</p>
<p>内容調査委員</p>	<p>(はい)</p>
<p>次回定例総会 について</p>	
<p>議長</p>	<p>次に、4の「回りの定例総会の日程、場所について」でござ います。日程については、11月25日(水)午後1時30分 から、場所については、市役所2階の202・203会議室 にて行います。委員各位のご了解をお願いいたします。</p>
<p>4 報告</p>	
<p>議長</p>	<p>それでは、次第4の報告に入ります。「報告第1号農地法第 3条の3第1項の規定による届出の受理について」でござ います。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたし ます。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【報告第1号1番、2番の朗読】</b></p>
<p>議長</p>	<p>報告第1号について、委員各位のご意見を伺います。ご意 見はございますか。</p>
<p>他委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、報告第1号については問題な しとさせていただきます。</p>

議長	次に、「報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<b>【報告第2号1番の朗読】</b>
議長	報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第2号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<b>【報告第3号1番～5番の朗読】</b>
議長	報告第3号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)。
議長	ご意見がないようですので、報告第3号については問題なしとさせていただきます。
5 議案審議	
議長	次第5の議案審議に入ります。「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番を、田辺担当委員からご説明をお願いします。
田辺委員	<b>【議案第1号1番を朗読】</b>
議長	議案第1号1番の譲受人は市外の方です。内容調査会を実施しております。多々良内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。
多々良委員	令和2年10月20日に行いました議案第1号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。 譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど田辺担当委員が報

	<p>告したとおりです。内容調査会には、〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の1ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請理由は、贈与です。権利の種類については、所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地〇〇㎡、借り受け地〇〇㎡、合計〇〇㎡、今回取得する農地については、この中の一部となります。農地の権利を取得するための下限面積50アールは超えております。農業従事者は〇〇人で、農業に従事日数は世帯員全員で〇〇日です。よって許可要件であります農家農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター〇台、耕耘機〇台、コンバイン〇台、田植機〇台、籾摺機〇台、乾燥機〇台、散布機〇台、噴霧器〇台、草刈機〇台、軽貨物〇台で、田んぼを管理するための機械は保有している状況です。申請地までの通作距離は〇〇kmで、車で〇〇分です。取得後の耕作予定者は〇〇で、米を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は1,000㎡です。申請地の農地管理人は〇〇の〇〇です。</p> <p>以上のとおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件を満たしております。</p>
議長	それでは議案第1号1番につきまして、ご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第1号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第1号1番は許可することに決定いたします。
議長	次に2番を戸張力担当委員からご説明をお願いします。
戸張委員	<b>【議案第1号2番を朗読】</b>
議長	それでは議案第1号2番につきまして、ご意見を伺いま

	す。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第1号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第1号2番は許可することに決定いたします。
議長	次に3番を浅見明一担当委員からご説明をお願いします。
浅見委員	<b>【議案第1号3番を朗読】</b>
議長	それでは議案第1号3番につきまして、ご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第1号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で議案第1号3番は許可することに決定いたします。
議長	次に4番を山口幸一担当委員からご説明をお願いします。
山口委員	<b>【議案第1号4番を朗読】</b>
議長	それでは議案第1号4番につきまして、ご意見を伺います。
他委員	(なしの声)
議長	それでは、採決に入ります。議案第1号4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)

議長	<p>挙手全員で議案第1号4番は許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、「議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」、1番を戸張力担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
戸張委員	<p><b>【議案第2号1番を朗読】</b></p>
議長	<p>それでは、馬巻内容調査員より内容調査の結果を報告お願いいたします。</p>
馬巻委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第2号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人の住所、氏名は、先ほど戸張力担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、申請人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の5ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は農業用倉庫及び作業所で、転用理由は吉川市内の農地近くに農作業所を建築するためです。申請地を選んだ理由は、利便性を考え当地としたものです。申請地の利用計画は、農業用倉庫及び作業所です。排水計画は申請地の北側水路へ放流します。接道については申請地の〇〇側〇〇道です。工事予定時期は、許可後すぐに〇〇に着手し〇〇頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、建築工事見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、隣地境界にコンクリートブロック及びフェンスの設置が行われます。申請地は農業振興地域内で、農用地区域から〇〇に除外されています。土地改良区からの意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見としては、工事中に他の農地に迷惑をかけること、申し伝えました。</p>
議長	<p>議案第2号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
立原会長	<p>申請地の農地は、近くの道路から見にくい所にあるので、</p>

	農機具の盗難防止等、注意していただくよう代理人を通じて伝えていただきたい。
事務局	指摘の件について、代理人を通じて伝えます。
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手多数)
議長	挙手多数ということで議案第2号1番は許可相当とすることに決定いたします。
議長	次に、「議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」、1番を吉澤担当委員からご説明をお願いいたします。
吉澤委員	<b>【議案第3号1番を朗読】</b>
議長	それでは、山田内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。
山田委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の6ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は自己用住宅用地で、転用理由は賃貸住宅が手狭になったためです。申請地を選んだ理由は、〇〇が〇〇なため、生活の補助的な役割を果たすためです。申請地の利用計画は、〇〇の近くであり、静かな環境で過ごしたいためです。排水計画は申請地の北側側溝へ放流します。接道については申請地の北側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し〇〇頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、金融機関より融資工事見積もり</p>

	<p>以上の資金があることを資金調達計画書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、周りをブロック〇〇段積みで囲む配慮が行われます。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇より除外されています。土地改良区からの意見書として、旭土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見は、この地域は〇〇も近いので工事は注意して行ってくださいと申し伝えました。</p>	
議長	<p>議案第3号1番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>	
他委員	<p>(なしの声)</p>	
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>	
他委員	<p>(挙手全員)</p>	
議長	<p>挙手全員ということで議案第3号1番は許可相当とすることに決定いたします。</p>	
議長	<p>次に、2番を吉澤担当委員からご説明をお願いいたします。</p>	
吉澤委員	<p><b>【議案第3号2番を朗読】</b></p>	
議長	<p>それでは、山田内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。</p>	
山田委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号2番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の7ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は自己住宅用地で、転用理由は子供の成長に伴い現在住んでいる所が手狭になったためです。申請</p>	

	<p>地を選んだ理由は、〇〇の実家が近くにあることなどを考慮してです。申請地の利用計画は、マイカーをおける住宅で静かな環境なためです。排水計画は申請地の西側側溝へポンプ排水で放流します。接道については申請地の西側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後〇〇に着手し、〇〇頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、銀行より融資工事見積もり以上の資金があることを資金調達計画書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、農地に接している部分について土留めブロックで囲む配慮が行われます。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇より除外されています。土地改良区からの意見書として、旭土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集団的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見は、出入り口が狭いので工事の際は、注意して施工してくださいと申し伝えました。</p>
議長	<p>議案第3号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
立原会長	<p>先ほどの説明で、接道は当該地西側の道路と説明があつたが、議案書の案内図で山口さん宅の北側部分に薄く斜線になっている所があるがこの部分が接道となるのか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、薄く斜線になっている部分が接道となります。なおこの部分につきましては、地目雑種地となっておりますが、今回の申請の農地転用には含まれておりませんが、今回の農地転用の土地と一体として使用することで、西側道路にできるための接道として利用する計画です。</p>
山口（新）推進委員	<p>薄く斜線になっている接道部分について、地目雑種地との事だが、この部分は民地なのかそれとも官地ですか。</p>
事務局	<p>この部分は一般の方の民地となります。</p>
山口（新）推進委員	<p>接道部分の所有者と、今回議案第3号2番の譲渡人が所有している土地は同じ所有者ですか、又は違う所有者ですか。</p>
事務局	<p>接道部分の所有者と今回の議案に係る譲渡人の所有者は同</p>

	じ方です。
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第3号2番は許可相当とすることに決定いたします。
議長	次に、3番を馬巻担当委員からご説明をお願いいたします。
馬巻委員	<b>【議案第3号3番を朗読】</b>
議長	それでは、馬巻内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。
馬巻委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号3番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど私が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の8ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は一般住宅用地で、転用理由は自己用住宅の建築です。申請地を選んだ理由は、クリニック・コンビニ等が近く利便性がよいためです。申請地の利用計画は、親子4人のための自己用住宅です。排水計画は申請地の南側側溝へ放流します。接道については申請地の南側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後〇〇頃に着手し、〇〇頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、建築工事見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策は、すでに隣地との境界ブロックが設置されています。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇に除外されています。土地改良区からの意見書として、葛西用水路土地</p>

	<p>改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見として、工事期間中は歩道の切下げもあるので、通行人に気をつけてくださいと申し上げました。</p>
議長	<p>議案第3号3番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第3号3番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、4番を宇野担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
宇野委員	<p><b>【議案第3号4番を朗読】</b></p>
議長	<p>それでは、多々良内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。</p>
多々良委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号4番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど宇野担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の9ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は自動車修理工場及び駐車場用地です。申請者の事業は、一般貨物自動車運送業です。申請地を選んだ理由は、接続道路が良いからです。申請地の利用計画は、北側が自動車修理工場、南側が駐車場となります。排水計画は申請地の北側排水路へ放流します。接道については申請地の南側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後〇〇に着手し、〇〇頃に完了を予定しています。</p>

	<p>資金計画といたしまして、工事見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、L型コンクリート板が、西・北・東側に設置されます。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇より除外されています。土地改良区からの意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p>
議長	<p>議案第3号4番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
山口（新）推進委員	<p>今回の申請地については、以前も申請があったと記憶しているが、再度申請に至った理由をお伺いしたい。また、転用目的の自動車修理工場及び駐車場用地となっているが、この付近には他にも自動車修理業を営んでいる所もある。また若干敷地が広いのではないかと考えるが、事務局としての意見をお伺いしたい。</p>
事務局	<p>今回の申請地については、初めて申請が出された所になります。また今回の転用目的は自動車修理工場及び駐車場用地であり、譲受人が行っている一般貨物自動車運送業で使用する駐車場等ではなく、あくまでも地元の自動車修理業を行うために使用するものと、申請者の代理人より聞いております。</p>
立原会長	<p>この近辺の三輪野江バイパス付近は、駐車場や資材置場等への転用が多くされていますが、今回の申請地部分に係る用水の保全管理等をどのようにになります。</p>
事務局	<p>申請地の北側の水路があり、水路部分には土留めを設置して、水路の流れに支障はないものと考えております。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>

議長	<p>挙手全員ということで議案第3号4番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、5番を山口幸一担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
山口（幸）委員	<p>【議案第3号5番を朗読】</p>
立原会長	<p>それでは、山田内容調査員より内容調査の結果を報告お願いいたします。</p>
山田委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号5番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど山口幸一担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の10ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は資材置場用地です。申請者の事業は、建設資材の運送、工事現場の下に敷く鉄板のリース業です。申請地を選んだ理由は、申請地が利用できない事で、隣接する資材置場の利用に際して、安全性の問題があるためです。申請地の利用計画は、建設資材置場としての利用です。排水計画は申請地の西側側溝へ放流します。接道については申請地の南東側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後〇〇で完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、工事見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策は、周りが申請者譲受人の既存敷地に囲まれており防除策はありません。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇に除外されています。土地改良区からの意見書として、旭土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見として、工事には十分注意してくださいと申し上げました。</p>
議長	<p>議案第3号5番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>

他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号5番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第3号5番は許可相当とすることに決定いたします。
議長	次に、6番を山口幸一担当委員からご説明をお願いいたします。
山口(幸)委員	<b>【議案第3号6番を朗読】</b>
立原会長	それでは、山田内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。
山田委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号6番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど山口幸一担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の11ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は駐車場用地です。申請者の事業は、建設資材の運送、工事現場の下に敷く鉄板のリース業です。申請地を選んだ理由は、独身社員用住宅の隣接地のためです。申請地の利用計画は、車〇〇台がおける駐車場としての利用です。排水計画は申請地の東側既存排水管へ放流します。接道については申請地の北側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後〇〇で完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、駐車場工事見積もり以上の資金があることを資金調達計画書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策としては、周りの隣接地すべてに屏などの防除策がとられているので問題ありません。申請地は農業振興地域内で、農用地から当初より除外されています。土地改良区からの意見書として、葛西用水路土地改良区地区外証明書と旭土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立</p>

	<p>地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見として、道路が狭いので工事には注意してくださいと申し上げました。</p>
議長	<p>議案第3号6番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号6番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第3号6番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、7番を吉澤担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
吉澤委員	<p><b>【議案第3号7番を朗読】</b></p>
立原会長	<p>それでは、馬巻内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。</p>
馬巻委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号7番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の12ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は資材置場用地です。申請者の事業は、土木工事業です。申請地を選んだ理由は、県道に面していて利便性があるためです。申請地の利用計画は、建設資材置場としての利用する計画です。排水計画は申請地の南側水路へ放流します。接道については申請地の西側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐ〇〇頃に着手し、〇〇頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、造成工事見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害</p>

	<p>防除策として、隣地境界にブロック〇〇段を積み及びその上にフェンスの設置をする予定です。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇に除外されています。土地改良区からの意見書として、葛西用水路及び旭土地改良区の見解書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見として、歩道境界ブロックの工事があるので、通行人に気を付けること申し上げました。</p>
議長	<p>議案第3号7番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号7番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数ということで議案第3号7番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、8番を多々良担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
多々良委員	<p><b>【議案第3号8番を朗読】</b></p>
議長	<p>それでは、多々良内容調査員より内容調査の結果を報告をお願いします。</p>
多々良委員	<p>令和2年10月20日に行いました議案第3号8番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど私が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の13ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は自己住宅用地です。転用理由は、分家住宅新築です。申請地を選んだ理由は、〇〇に近いからです。申請地の利用計画は、結婚の予定があり自己用住宅の建築のためです。排水計画は申請地の北側排水路へ放流しま</p>

	<p>す。接道については申請地の南側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、工事期間は〇〇で完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、工事見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認をいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、東・北・西側については、ブロック〇〇段積みが行われます。申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇に除外されています。土地改良区からの意見書として、葛西用水路土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見として、建築時の資材搬入のための道路が狭いので、十分注意するよう申し伝えております。</p>
議長	<p>議案第3号8番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
立原会長	<p>排水計画について北側排水路へ放流となっているが、申請地から他人名義の土地を通して排水することになるのか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、北側の隣地所有者の敷地に排水管を通して、排水路に放流する計画となっております。なお、排水管を通す隣地所有者の承諾は取っているとの事です。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号8番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第3号8番は許可相当とすることに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、9番を阿佐美慶和担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
阿佐美委員	<p><b>【議案第3号9番を朗読】</b></p>
議長	<p>それでは、多々良内容調査員より内容調査の結果を報告お</p>

<p>多々良委員</p>	<p>願います。</p> <p>令和2年10月20日に行いました議案第3号9番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど阿佐美担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇の〇〇が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の14ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は太陽光発電用地です。申請地を選んだ理由は、自宅前の畑で雑草が生えて住民に迷惑をかけているためです。申請地の利用計画は、太陽光発電装置の設置です。接道については申請地の北側〇〇道で幅員〇〇mです。工事予定時期は、許可後すぐ〇〇に着手し、〇〇頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画といたしまして、工事見積もり以上の資金があることを金融機関の残高証明書にて確認をいたしました。</p> <p>申請地は農業振興地域内で、農用地から〇〇より除外されています。当申請地は集团的〇〇農地の区域で、第〇〇種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準をみたしております。</p> <p>調査員からの意見として、資材搬入の際十分に注意するようにと申し上げました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号9番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
<p>辻田委員</p>	<p>権利区分で「使用収益権設定」とあるが、どのような権利なのか。また、太陽光発電施設なので現状の農地の上に施設ができる形になるので、土地利用の形態としてはどのようになるのか。農地ではなくなってしまう形になるのか教えていただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初に、譲受人〇〇と譲渡人〇〇さんとの間で土地の無償で使用貸借することになっており、このことで農地転用を行うので、辻田委員からご指摘のとおり農地ではなくなる事になります。その上で、譲受人と譲渡人で太陽光発電施設の設置に係る地上権を設定する事になっております。</p>
<p>林推進委員</p>	<p>申請地の北側の道路について、現況幅員3.3mあると聞いたが、申請地が道路面より50cm程高くなっているが、道路幅員の勾配はどのようになるのか。また、最終的に道路</p>

	幅員はどれくらいになるのか。
事務局	手元に資料がないので、確認の上次回の総会で回答します。
議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号9番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第3号9番は許可相当とすることに決定いたします。
議長	以上で議案審議を終了いたします。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。
6 その他	
議長	次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(諸般の報告の朗読)
議長	続きまして、令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書について、山崎意見書策定委員長から報告をお願いします。
山崎策定委員長	(農地等利用最適化推進施策等に関する意見書案について説明)
事務局	(検討委員会での検討事項の報告)
議長	この意見書(案)について皆様のご意見を伺います。ご意見ございますか。
辻田委員	ミスプリントだと思いますが(3)のその他の所ですが、番号の1・2・3・3・4番となっているので修正した方がいいと思います。
事務局	修正したものを市長へ提出します。

議長	他にご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	それでは皆様にお諮りいたします。この意見書案について賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員で承認されました。ありがとうございます。この意見書案から案の削除をお願いします。 この意見書を本日午後3時30分に、私と山崎会長職務代理で吉川市長に提出し、併せて意見交換をさせていただきます。
議長	続きまして事務局から発言ありますでしょうか。
事務局	4点の連絡事項がございます。
事務局	1点目は「令和2年度農地利用最適化活動活性化研修会の資料とDVD-Rとアンケート」についてです。 【DVD-Rとアンケートについて説明】
事務局	2点目は、「女性農業委員の取組事例報告書」についてです。 【女性農業委員の取組事例報告書】
事務局	3点目は、「2021年農業委員会手帳の購入について」です。来年の農業委員会手帳を購入してよろしいか皆様にお諮りするものです。購入は皆様の親睦会費からになります。
議長	ただいま事務局からありました2021年農業委員会手帳について親睦会費から購入するというところでよろしいでしょうか。
他委員	(はいの声)
立原会長	2021年農業委員会手帳を購入することに決定しました。続きを事務局でお願いします。
事務局	4点目は、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてです。

	<p>【相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況について説明】</p>
議長	<p>その他、事務局、またはご出席の委員からご発言はありますか。</p>
山口（幸）委員	<p>自身が以前に農業委員をやっていた頃より、内容がずいぶん変わっているので3点ほど確認をさせていただきたい。</p> <p>1点目ですが、相続税の納税猶予の件ですが、20年の納税猶予期間に一部農地の売却又は農地転用をした場合、所有する全部の農地分について、遡って相続税の支払う事になっていると思うが、現状はどうなっているのか。</p> <p>2点目ですが、以前無断で田んぼに土を入れた場合、宅地等の農地転用がされる場合は、元の田んぼに戻して1年間耕作してから農地転用するようにしていたが、現状はどうなっているのか。</p> <p>3点目ですが、遊休農地についてかなりの長い期間遊休農地だった場合、罰則等はあるのか、お聞きしたい。</p>
事務局	<p>1点目の納税猶予につきまして、平成20年の12月に制度が少し変わっていますが、納税猶予を受けた農地については、自作で耕作をする決まりになっているが、納税猶予を受けている農地の8割以上が耕作されていれば、すべての農地について納税猶予は受けられる。なお、2割の部分については、売却や農地転用の申請が出た場合は、その部分の土地については、相続税等の清算があります。</p> <p>2点目の農地転用の申請についてですが、当然のことながら、農地法の手続きを取らないで、宅地及び駐車場等にすることはできません。そのような事がないように、総会前に行う内容調査会で農業委員及び事務局で現地の確認を行っています。山口幸一委員が、以前に農業委員を務めていた時の農地転用の進め方と現在の農地転用の進め方がどのように変わったかは、お答えはできない。</p> <p>3点目の遊休農地の件ですが、罰則等はございません。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
議長	<p>ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせていただきます。それでは、進行を事務局にお渡しいたします。</p>
小林事務局長	<p>立原会長、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れさまでした。</p>

<p>7 閉会 山崎会長職務代理</p> <p>小林事務局長</p>	<p>それではこれにて閉会いたしますが、閉会にあたりまして、山崎会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>【あいさつ】</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。 以上をもちまして、令和2年第10回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。 議案書、活動記録、農地パトロール報告書を回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。 ご協力をお願いいたします。</p> <p>閉会 午後3時20分</p>			
<p>上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。 令和 年 月 日</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="633 875 1450 949">会 長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="633 949 1450 1025">署名委員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="633 1025 1450 1108">署名委員</td> </tr> </table>	会 長	署名委員	署名委員
会 長				
署名委員				
署名委員				